

米国諸州における学級規模縮小に関する規定

— 1999年時点の状況 —

星 野 真 澄

はじめに

本稿は、アメリカ合衆国（以下、米国）諸州が独自に定めた学級規模縮小の規定がいかなるものであったのか、諸州政府教育協議会（Education Commission of the States, ECS）がまとめた情報を資料としながら、諸州の学級規模縮小の規定を報告することを目的とする。

我が国、日本では、1958年に学級編制に関する法律である義務教育標準法が制定され、1961年には高等学校標準法が制定された。これらの法律は改正を繰り返しながら、1クラスあたりの標準人数を50人、45人、40人へと縮小させてきた。いわゆる「40人学級」が実現したのは、義務教育段階は1991年、高等学校は2001年である。それ以降においても、教員や保護者から1クラスあたりの児童生徒数を引き下げることが求められているにもかかわらず、日本の学級規模縮小政策はなかなか進まない状況が続いていた。2011年には義務教育標準法が改正され、公立小学校第1学年のみ国の定める標準を40人から35人へと引き下げることを実現した。この改正は20年ぶりであり、教育環境整備にとって画期的なことであるといえるが、2012年以降さらなる学級規模縮小政策が進展する目途は今のところ立っていない。

一方、米国では、1980年代から90年代にかけて学級規模縮小政策が盛んに行われてきた。各州の先進的な実践を受けて、1999年には連邦学級規模縮小プログラム（The Federal Class Size Reduction Program）を創設している。同プログラムは、児童の学業成績（特にリーディングの成績）を改善することを目的として、就学前教育から第3学年まで（以下、K-3と略記）の1クラスあたりの児童数を18人へと引き下げる取り組みである。連邦政府は、学級規模縮小プログラムの初年度予算として約12億ドルを計上し、新たに教員を雇用できるよう資金援助を行った。

このような米国の学級規模縮小政策と日本の現状を比べてみれば、我が国の学級規模縮小政策が停滞していることがよくわかる。筆者はこの日米の大きな政策の格差に驚き、米国内で実施されている学級規模縮小政策、中でもカリフォルニア州の学級規模縮小政策を取り上げて研究を進めている¹。本稿は州レベルの一事例を紐解く論考ではなく、一旦視野を広げ、全米諸州の傾向を報告しようとするものである。本報告の行く末には、米国の学級規模縮小政策の歴史の変遷の中で、カリフォルニア州がどのような位置づけにある州なのかを明らかにすることを目的として設定したいが、まずは全米の傾向を一時期に絞って報告することにとどめておく。

以上のことから本稿では、連邦政府が連邦学級規模縮小政策を創設する直前という時期に限定して、諸州が独自に定めた学級規模縮小の規定がいかなるものであったのか、諸州政府教育協議会（Education Commission of the States, ECS）がまとめた情報に基づき報告していく。具体的には、

まず、諸州政府教育協議会がまとめた各州の学級規模縮小に関する規定の表を提示する。次に、この表に沿って諸州の傾向を5つの着眼点を基に整理する。5つの点とは、①制定年度、②学級規模縮小に関する規定の効力、③学級規模縮小の定義、④他の政策との関係、⑤学級規模縮小資金の配分である。

州レベルの学級規模に関する規定を調査したデータは、本稿で取り上げる諸州政府教育協議会のデータ以外に、全米教育統計センター (National Center for Education Statistics, NCES) ²、研究財団である HEROS (Health and Education Research Operative Services)、米国連邦教育省 (U.S. Department of Education) 等の資料がある。先行研究を見ると八尾坂修 (2002) ³は1990年時点の全米教育統計センターのデータを用いて、貞広斎子 (2005) ⁴は研究機関である HEROS が更新しているデータを用いて、学級編制の基準を整理している。本稿で取り上げた諸州政府教育協議会のデータは、学級規模縮小に関する規定の調査であり、連邦学級規模縮小政策が実施される直前の1999年6月時点のデータである。連邦学級規模縮小政策が創設される前に、独自で州レベルの規定を制定した諸州を取り上げることによって、米国における学級規模縮小の先進的取り組みを明らかにすることとしたい。

1. 各州の学級規模縮小に関する規定

諸州政府教育協議会 (ECS) は1999年に各州の学級規模縮小に関する規定を調査し報告した⁵。諸州政府教育協議会がまとめた表は、学級規模縮小に関する州レベルの規定を制定している州のみを取り上げ、その規定の概要を示している。

以下、各州の学級規模縮小に関する規定の表を示す。

州	制定年度	カテゴリー (タイプ)	定義説明	特記事項	資金
アラバマ	1997、1998年修正	義務	州委員会の決議によって、K-3のPTRを18にすることが定められた。 (PTR=pupil-teacher ratio 教員対児童生徒の割合。以下、PTR)	州の教育長によって、助手付のクラスが特例として再検討された。	1995年基金プログラム計画
カリフォルニア	1996	任意/奨励 第6.10章 52120節	制定法は少人数クラスの編成を公認し、少人数クラスを実施する学校に資金を提供した。初期の目標は、K-3を20人クラスにすること。1997-98年度に第4学年の縮小を目標に加えた。校舎の改造あるいは移動可能な教室を用いながら、8000の教室を増設するために2億ドルを追加した。学級規模縮小資金は毎年州の予算に含まれるだろうけれども、新しい設備のための充当金は一度きりの支給である。	さらに制定法は1998年に独立評価を義務付けた。少人数学級を実現するためには約2万人の新任教員が必要であった。このことは教員免許の必須条件を緩和する法案に州知事がサインするよう促進させた。学区が雇用している無資格の教員について懸念している。 その他故意でない結果: メリットが少ない学区からより有益な学区へと移動する教員が増えたこと、代替教員の不足、免許を有していない教員の管理と研修は高等教育機関における教員養成プログラムの問題を生じさせている。	1996-97年度は10億ドル (少人数クラスの児童1人につき650ドル)、設備のために2億ドル、1997-98年度は15億ドル (児童1人につき800ドル)

フロリダ	1996	任意 法律はない 資金提供のみ	対象は K-3 の教室。とくに就学前教育と第 1 学年を優先して PTR を 20 あるいは常勤の助手が提供できる場合は 20 数名 (30 名は超えてはいけない) にする。		1997-98 年度の資金は 1 億ドル
イリノイ	1997	任意 ／補助金	リーディング改善の政府一括補助金プログラムは、様々な方法を通じてリーディング指導を改善しようとしている。その方法の一つが K-3 のクラスサイズを縮小させることである。		
インディアナ	1981	先進的な取組 インディアナ州法典 21-1-29-1 節	プライムタイムプログラム	教員は、生徒の行動が改善されたこと、テストの成績が高いことを報告した。しかしながらプログラムの評価は、少人数クラスと生徒の学業成績の間には関係が弱い教員の士気と態度が大きく改善されたことを示した。	1995 年の資金の規定：7700 万ドル
	1988	州全体の取組 インディアナ州法典 1-1-30-1～ 1-1-30-9 節	1988-89 年：就学前教育は 18 人、第 1 学年は 20 人、第 2 学年、第 3 学年		
アイオワ	1999	補助金 アイオワ州法典 256E.2～ 256E.6 節	初期介入の政府一括補助金プログラムは、K-3 の基礎スキルにおいて PTR を 17 に縮小するために必要な資金を提供することを目的としている。全体の目標は、リーディング指導における改善である。	どのくらいの資金が自由に使えたのか(学級規模縮小に限定されていない資金であるが)、学区は K-3 の PTR を 17 にする目標について、学級規模に応じた経営計画を開発する必要がある。 包括的な学校改善計画の中に学級規模縮小の計画を統合しなければならない。配分される資金は、代替資金ではなく追加の支給金でなければならない。リーディングの技量レベルとクラスサイズについて、公式な年次報告書を要求する。	1999 年 7 月から 2000 年 6 月 30 日が 1000 万ドル。2000 年 7 月 1 日から 2001 年 6 月 30 日までが 2000 万ドル。2001 年 7 月 1 日から 2003 年 6 月 30 日までが 3000 万ドル。資金の配分は、低所得地域を対象としている。
ルイジアナ	1986	義務 ルイジアナ州改訂制定法 (註積付) 17：174 節	K-3 のクラスは、州の教育長による文書で公認されない限り、20 人を超えてはいけない。	上限人数を超えた生徒は、資金提供のために計算されることはない。 州議会によって明確に資金が配分されるまで、この規定の効力はない。	不明
メイン	1989	任意／ 補助金 メイン州改訂制定法(註積付)タイトル 20、 4252 節	地方学区は K-3 のうち 1 あるいはそれより多くの学年の中からクラスサイズの目標を選択できる。 PTR18 を上限として、PTR15 を奨励している。		競争的な補助金プログラム

メリーランド	1999	メリーランド州法典（註釈付） 5-212 節	どのように学区が追加の資金を用いているか、その計画書と報告書の提出を学区に要求する。 1つのオプションは、第1学年と第2学年のリーディングプログラムの PTR20 を超えないように縮小するものであり、もう1つのオプションは、第7学年の数学の指導で PTR20 を超えないようにするものである。	州教育長の判断で、計画が法律によって規定された条件に見合う場合に資金が配分された。	
ノースカロライナ	1993 1995 1997	任意 ノースカロライナ州制定法 115C-301 節	規定は K-2 を対象に PTR23 としている。 1991 年からパークカウンティースクールで先進的に実施。	各学年で 1:23 にするための資金を提供したが、行政が許可したのは K-2 の学級規模縮小あるいは K-2 を担当するリーディングの教員の雇用あるいは K-2 の PTR を小さくするために用いることであった。	基金
ネバダ	1989 改訂 1993 1995	義務 ネバダ州改訂制定法 388.700 節	州議会は K-3 の主要教科の学級規模を 15 人に制限した。 学区と許可を得た職員組合は、利用可能な財政支援の制限の中で、第1-3 学年の学級規模を縮小するための計画を開発しなければならない。	州議会は職能開発のために 45 万ドル配分した。質問紙調査を実施した結果、校長、教員、保護者が、「少人数クラスは新しい指導実践と連動しており、教員と生徒の相互関係、学びに対する積極的な生徒の態度、そして成績の改善が増大している」と信じていることがわかった。 学区は特殊教育の委託が少ないことと教員の長期欠勤が少ないことは、学級規模縮小に関連していると報告した。より深い評価（3年間限定で検証した結果）は、大規模クラスと小規模クラスを比較したとき生徒の学業成績レベルが相変わらず同じレベルのままであったことを示した。しかしながら、同じ学区の中で少人数クラス（1~20 人）の生徒は 21 人以上のクラスの生徒よりもリーディングの成績がかなり良く、算数の成績もほどよく良い成績であった。	学級規模縮小のための特別歳入資金 ネバダ州改訂制定法 388.730 節
オクラホマ	1990	義務 70 オクラホマ制定法 18-113.1	K、1-3、4-6 学年を対象としている。正規教員 1 人につき 20 人を超えてはならない。特定の状況（学年によって変化する）を除いて、順応していないものに財政的そして認証評価的なペナルティを求める。	人数制限がその年初めの 9 週間後に超えた場合、財政的なペナルティは当てはまらない。体育、音楽、職業は制限人数を前提としていない。もし教室が利用可能にならず、学区がガイドラインに沿っていた場合、学区のペナルティはない。	基金プログラムから資金を追加する

ロードアイランド	1987 (1988-89 有効) 再制定 1996	任意/ 補助金 ロードアイラ ンド制定法 16-67-2 節	学区は K-3 のクラスサイズ が 15 人を超えないように 縮小することを奨励してい る。(リテラシープログラ ム)		教育改善政府一括補 助金
サウスカロライナ	1977	義務 サウスカロラ イナ州法典 (註釈付) 59-20-40	資金提供のための資格とし て、各学区は第 1-3 学年の リーディングと算数の基礎 スキルのクラスにおいて PTR の平均を 21 にする目 標を要求した。学区は州の 委員会に適用免除を求めて もよい(1979 年から 1983 年まで)。		資金は基金プログラ ムを通じて追加され た。 (就学前教育は 1.30、第 1-3 学年 は 1.24 の負担を加 えた)
	1993	義務 サウスカロラ イナ州法典 (註釈付) 59-139-10	乳幼児期の発達と学習支援 (Early Childhood Development and Academic Assistance) は、 就学前教育の PTR を縮小 することを含めて長期的な 計画を示すことを要求し た。(学級規模の構成要素 は任意であるが、計画は必 須である)		
サウスダコタ	1993	任意/ 政府一括補助 金 サウスダコタ 州の成文化さ れた法律 13-14-8.1 節	青少年支援の資金が、K-3 の 1 クラスあたりの児童数 を 15 人あるいはそれより 少なくするための資金とし て提供された。		3 年以内の補助金
テネシー	1984	パイロット テネシー州法 典(註釈付) 49-6-3501 節	地方委員会によって開かれ たデモンストレーションセ ンターは、上限人数を 17 人とするクラスを設置し た。200 人分の教職員人事 が教育省によって資金提供 された。	デモンストレーション事業と センターの目的は、PTR 縮小 の効果として公立学校の児童 の学業成績を改善させること であった。	教育省によって、費 用の約 5%の他すべ てが支払われた。
	1985	義務 1985 年テネ シー公法 463 章 1	すべての公立学校が規定さ れた PTR を超えてはいけ ないと要求された。個々の クラスが平均値を超えるこ とはあってもよいが、学年 の平均値は平均人数を超え てはならない。K-3 の平均 20 人(上限 25 人)	最初の取り組みは 1985 年に 79 のエレメンタリースクール で実施された。都市部の少人数 クラスが最も効果が得られた。 補助教員付のクラスは、通常ク ラスより成績が良かったが、統 計的有意ではなかった。 (STAR プロジェクト、 STAR=Student Teacher Achievement Ratio) 1990 年に資金が提供された長 期的な研究の詳細は、他を参 照。	資金は、基金プログ ラムを通じて提供さ れた。(地域手当)

テキサス	1984	義務 テキサス州教 育法典 (註釈付) 25.112 節	学区は、K-4 のクラスは 22 人を超えてはならないとした。	多数の除外規定がある。	不明
	1995	25.111 節	平均出席率 (ADA) の中で PTR20 より少ない割合にする規定である (K-4)。		
ユタ	1992	義務 ユタ州法典 (註釈付) 53A-17a -124.5 節	充当された資金を用いて、学区は K-4 の平均学級規模を縮小しなければならない、とくに K-2 に重点を置く。 リーディングスキルの改善を重要視して、K-2 の学級規模縮小のために配分額の 50% を用いなければならない。もし K-2 の平均学級規模が 18 を下回るならば、他の学年の学級規模縮小のために資金を用いることを州の委員会に対して請願してよい。	学区の割当額の 20% が、主な設備プロジェクトのために用いられて、学級規模縮小を促進させる。	資金の規定は 4 年間で普及させるために 1997 年に 46,311,678 ドル配分された (2000 年 7 月 1 日まで)。 1996 年は 19,544,621 ドル 1995 年は 18,632,768 ドル 1994 年は 15,451,271 ドル 1993 年は 11,053,098 ドル 1992 年は 4,389,540 ドル
バージニア	1996	任意 バージニア州 法典(註釈付) 22.1-199.1 節	州議会は、危機的な生徒が集中して在籍している学校において、K-3 の PTR と学級規模の縮小を長期的な目標として打ち立てた。		全配分の児童一人あたりの平均費用あるいは、児童 1 人あたりの実際の費用のうち多い金額に応じて、州の資金は少人数学級を提供する追加の費用に基づいた。
ウィスコンシン	1995	任意/ 補助金 1995 年制定 法 27 118.43 章	教育における生徒の学業成績の保証 (SAGE) ; 最低 30% の低収入家庭の生徒と K-5 の補助金がないかもしれない学校の代わりに、学区は 5 年間記録を取り、学業成績を保証することを教育省と契約しなければならない。	1998-99 年度は K、1 学年を対象とし、1999-00 年度は第 2 学年、2001 年から 2003 年には第 3 学年を対象に加えた。 学級規模縮小は補助金のいくつかの必要条件の 1 つである。 学校は活動時間を延長し、厳密なカリキュラムを提供し、職能開発とアカウントビリティープログラムを創設し、毎年再検討に合格しなければならない。	財政的な規定は、各 SAGE の教室において PTR15 に縮小するための資金である。

2. 学級規模縮小に関する規定の傾向

本節では、上記表に沿って諸州の傾向を 5 つの着眼点に沿って整理する。5 つの点とは、①制定年度、②学級規模縮小に関する規定の効力、③学級規模縮小の定義、④他の政策との関係、⑤学級規模縮小資金の配分である。

(1) 制定年度

諸州が独自に定めている学級規模縮小に関する規定は、1984年以降に制定している州が大半である。米国では1983年に教育の卓越性に関する全米委員会（連邦教育長官の諮問委員会）が、「危機に立つ国家—教育改革への至上命令」と題する連邦報告書をまとめた⁶。「危機に立つ国家」の発表により、全米教育関係者の教育改革への気運が高まり、各州において学力向上を目標とした教育改革が促進された。そのような中で、少人数クラスに関する議論が深まり、各州で学級規模縮小政策が活発化したのである⁷。

他州より早い時期に取り組んだインディアナ州は、1981年にプライムタイムプログラムと称する学級規模縮小プログラムを実験的に州内の一部で実施し、その後1988年に州全体の取り組みとして学級規模縮小プログラムをインディアナ州法典の中に制定している。テネシー州においても1984年にパイロットプログラムと称する学級規模縮小プログラムを実験的に実施し、その後1985年からは実施範囲を拡大させている。初期にプログラムを導入したこれらの州は、まず州内の一部で実験的な取り組みを行い、次にその結果を踏まえて実施範囲を広げるという段階的な取り組みをしていることがわかる。

諸州が学級規模縮小の取り組みを実施したのは1980年代から90年代であるが、それ以前より学級編製の基準を制定している州は存在する。全米教育統計センターのデータによれば、1990年時点の米国では24州が学級編製の基準を制定していた⁸。カリフォルニア州、テネシー州、アイダホ州の3州は1980年以前より上限人数を設定している。その中でも最も古くから基準を設定したのが、1960年代後半に1クラスあたりの上限人数を定めたカリフォルニア州である。続いてテネシー州が1977年、アイダホ州が1979年に州独自のクラスサイズの規定を制定し始めた⁹。カリフォルニア州は学級編製の基準を定めた1960年代当時、強制的な規定（mandate）として就学前教育の上限人数を33人、第1-3学年の上限人数を32人とし、先進的な取り組みを行った¹⁰。しかしながら、他の州が1980年以降に上限人数を制定していく中で、カリフォルニア州の上限人数は他の州よりも人数が多く、遅れをとるような形になってしまった。その後カリフォルニア州は、1996年に学級規模の縮小に関する規定を制定して、1クラスあたりの児童数を20人以下にすることを任意の規定として定めたのである。

（2）学級規模縮小に関する規定の効力

上記表のカテゴリーの欄を見ると、州が定めている学級規模縮小の規定には、強制的な規定（mandate）と、任意の規定（voluntary）が存在していることがわかる。アラバマ州、ルイジアナ州、ネバダ州等は、強制的な規定として学級規模の縮小人数が定められており、学区・学校はその規定に従って縮小することを義務付けられている。カリフォルニア州、サウスダコタ州、ウィスコンシン州等は、任意の規定として学級規模の縮小人数を定めており、学級規模縮小は各学区あるいは各学校に委ねられている。また任意の規定として学級規模縮小を実施している州の中には、フロリダ州のように補助金プログラムとして学級規模の縮小を実施している州もある。

（1）で述べたように、カリフォルニア州が1960年代に制定した学級規模の規定は強制的な規定であったが、1996年に制定した学級規模縮小プログラムは必須ではなく任意の規定であった。任意の規定ではあったが、カリフォルニア州の学級規模縮小プログラムにはほぼすべての学区が参加している。具体的に数を示すならば、初年度の学級規模縮小プログラムへの参加率は93.7%（プログラムに

参加する資格を有する 895 学区のうち 839 学区)、次年度には 97.7% (895 学区のうち 875 学区)、3 年目には 98.5% (896 学区のうち 883 学区) がプログラムに参加し、その後においても 98%以上の学区が学級規模縮小プログラムを導入し続けている¹¹。

(3) 学級規模縮小の規定に関する定義

学級規模縮小の規定に関する定義を見ると、大きく 2 通りの縮小の仕方がある。1 つは教員対児童生徒の割合 (PTR=pupil-teacher ratio 以下、PTR) を縮小する方法、もう 1 つは 1 クラスあたりの児童生徒数の上限を縮小する方法である。例を挙げると、アラバマ州は K-3 の PTR を 18 に縮小することを定めている。一方、カリフォルニア州は K-3 の 1 クラスあたりの児童数の上限人数を 20 人へと縮小させようとしている。学級規模縮小の定義によって、縮小する方法が異なることには注意しなければならないが、米国において学級規模縮小政策を実施する場合、20 人前後の児童生徒集団を少人数として想定していることがわかる。

学級規模縮小の規定において定義づけられた人数は、学級規模縮小のための資金を算出する際に基準として用いられることがある。例えば、カリフォルニア州の場合、学級規模縮小プログラムに参加している学区の中で、K-3 の 1 クラスあたりの児童数を 20 人へと縮小した学校に対して資金を配分している。アイオワ州の場合、K-3 の基礎スキルにおいて PTR を 17 に縮小するために必要な資金を提供する。サウスダコタ州の場合、K-3 の 1 クラスあたりの児童数を 15 人あるいはそれより少なくするために資金を配分することになっている。

学級規模縮小の対象学年は、就学前教育から第 3 学年までとする州が多い。その対象学年の中でも、インディアナ州は学年によって上限人数を変えて設定している。またユタ州は対象学年に優先順位をつけており、優先学年の学級規模縮小が実現したならば、他の学年における学級規模縮小にも資金を用いることを可能にしている。

(4) 他の政策との関係

学級規模縮小プログラムを州レベルの法律の中で実施した州の中には、学級規模縮小を単独の政策として実施したのではなく、学力向上政策やリーディング政策の一環として実施している州があった。例えばイリノイ州は、リーディング改善のための政府一括補助金プログラムの一環として K-3 の学級規模を縮小させていた。サウスカロライナ州は、第 1-3 学年のリーディングと算数のクラスにおいて PTR を平均 21 にするよう資金を提供しており、基礎教科を中心とする学力向上政策の一環として学級規模の縮小を実施していることが見て取れる。またノースカロライナ州は、K-2 の学級規模縮小に加えて、K-2 のリーディングを担当する教員を雇用するために資金を用いてよいことになっていた。このように一部の州では、学級規模縮小政策に他の政策を合わせて、学級規模縮小の取り組みを実現していることがわかった。

(5) 学級規模縮小資金の配分

学級規模縮小プログラムを規定している諸州は、同プログラムを実施するための予算を計上している。資金源は、用途を特定化した学級規模縮小資金から算出している州、基金プログラムから算出し

ている州、他の政策と関係する政府一括交付金の一部を割り当てている州、など様々である。具体的に諸州を見れば、カリフォルニア州、ネバダ州等は使途を学級規模縮小に特定化した財源を割り当て、アラバマ州、オクラホマ州、サウスカロライナ州、テネシー州等は基金プログラムを通じて資金を確保している。財源確保の方法は州によって異なるものの、学級規模縮小政策には多額の予算を要するため、財源確保が重要な点になっている。

資金の配分方法を見ると、カリフォルニア州のように児童1人あたりの配分額を定めて均等に配分している州や、アイオワ州のように低所得地域を対象として資金を配分している州もあった。学級規模縮小資金の総額を見ると、カリフォルニア州は1996-97年度に10億ドル、フロリダ州は1997-98年度に1億ドル、インディアナ州は1995年に7700万ドル、ユタ州は1997年に約4000万ドルを予算化している。単純に総額を比較するならば、カリフォルニア州の学級規模縮小資金はフロリダ州の10倍の金額である。また冒頭で述べたように米国連邦政府は、1999年に連邦学級規模縮小政策を実施するための初年度予算として、12億ドルを計上している。連邦政府が初年度に12億ドルを計上していることに鑑みても、カリフォルニア州が独自に学級規模縮小政策のための初年度予算として10億ドルを計上したことは、巨額の予算であると見て取れる。

おわりに

本稿は、諸州政府教育協議会（ECS）がまとめた情報に基づきながら、諸州が独自に定めた学級規模縮小の規定を報告してきた。連邦政策に先駆けて実施した諸州の先進的な取り組みの中から、特記しておきたい2点を以下に記す。

第一は、米国では1990年代に諸州で20人前後の学級規模を実現しているということである。学級規模縮小の定義に関しては、教員1人あたりの児童数で算出している州や、1クラスあたりの児童数で算出している州など様々であるが、どの州においても20人前後の学級規模を実現している。連邦政策として学級規模縮小プログラムを創設する以前から、諸州において先進的に学級規模縮小に関する規定を制定して、少人数に取り組んでいることがわかった。

第二は、諸州が制定した学級規模縮小に関する規定を必須の項目として義務付けるか否かは、州によってその見解がわかれているということである。学級規模縮小は教員の増員を伴う政策であり、資金の確保が不可欠であるため、学級規模縮小に関する規定の拘束力をどのように設定するかは、十分検討が必要な点であることが読み取れた。

以上、本稿は学級編制に関する規定の中でも連邦政府が連邦学級規模縮小政策を創設する直前である1999年に限定して、各州の規定を報告してきた。「はじめに」で述べたとおり、筆者は米国における学級規模縮小政策の中でも、カリフォルニア州の学級規模縮小政策に焦点をあてて研究しているところである。本稿で明らかにした1999年時点における米国諸州の学級規模縮小に関する規定を基にして、今後は長期的な視点に立って米国諸州における学級規模縮小政策の歴史的変遷を捉え、その中で、カリフォルニア州の学級規模縮小政策がどのように位置づくのか明確にしていきたい。

なお、今回取り上げた上記の表に示された規定は、1999年時点において諸州政府教育協議会（ECS）が把握した情報に限られたものであることに留意し、各州の正確な規定については、それぞれの法律の原典に立ち返る必要があることを最後に付言しておく。

【参照資料】

Education Commission of the States Website, *State Class-Size Reduction Measures*, ECS Information Clearinghouse updated June 1999
<http://www.ecs.org/clearinghouse/13/16/1316.htm> (2012年1月15日アクセス)

星野 真澄 (筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻 後期3年
／日本学術振興会特別研究員)

¹ 詳細は別稿を参照

星野真澄「米国カリフォルニア州における学級規模縮小プログラムの制度的意義と課題 ―教員の職能開発の視点から―」『関東教育学会紀要』第38号、関東教育学会、2011年10月、pp.53-64
星野真澄「米国カリフォルニア州における学級規模縮小プログラムの財政構造」『教育学論集』第8集、筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻、2012年2月、pp.1-19

² National Center for Education Statistics, *Overview and Inventory of State Requirements for School Coursework and Attendance*, U.S. Department of Education Office of Educational Research and Improvement, 1992, pp.38

³ 八尾坂修「第11章 アメリカにおける学級編制縮小をめぐる研究開発と成果」桑原敏明編『学級編制に関する総合的研究』多賀出版、2002年、pp.190-191

⁴ 貞広齋子「第5章 外国における教職員定数・学級編制と日本への示唆」『学級編制と地方分権・学校の自律性』多賀出版、2005年、pp.161-163

⁵ Education Commission of the States Website, *State Class-Size Reduction Measures*, ECS Information Clearinghouse updated June 1999
<http://www.ecs.org/clearinghouse/13/16/1316.htm> (2012年1月15日アクセス)

⁶ National Commission on Excellence in Education, *A Nation at Risk The Imperative For Educational Reform*, 1983

⁷ Tomlinson, Tommy M, *Class Size and Public Policy: Politics and Panaceas*, Office of Educational Research and Improvement, 1988

⁸ National Center for Education Statistics, op.cit.

⁹ Kenneth E Lane, R.L. Prickett, *Mandated Class Size and Available Classrooms: An Educational Facility Dilemma*, Meeting Papers Paper presented at the Annual Meeting of the American Educational Research Association, 1990, pp.2-26

¹⁰ Kenneth E Lane, R.L. Prickett, *ibid.*

¹¹ 州教育省が公表しているデータ (1996-97年度～2007-08年度) から算出。California Department of Education, *Final Participation and Funding Data*, Website, <http://www.cde.ca.gov/ls/cs/k3/participationdata.asp> (2011年5月2日アクセス)